

費用弁償規程

社会福祉法人 ひんぷん会

社会福祉法人 ひんぷん会
費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひんぷん会（以下、「法人」という。）の開催する、次の各号の1に該当する会議等に出席する者の出席に要する費用の支給に関して、必要な規程を定めるものとする。

- (1) 法人の開催する理事会・評議員会・監事会・評議員選任、解任委員会
- (2) 法人の開催する講習会、研修等
- (3) その他、理事長が認める事項、並びに県、市の監査に立ち合いをしたとき

2 費用弁償の額は次の各号のとおりとする。

(1) 理事・監事・評議員	日 当		8,000 円
評議員選任、解任委員会			
	交通費	名護市外	4,000 円
		名護市内	2,000 円
但し、監事が監査を実施したとき	日 当		20,000 円
(2) 講習会、研修会の講師	日 当		10,000 円

3 総額（交通費は含まない）

(1) 理事	1 会計年度総額	240,000 円 (1人4万円)
(2) 監事	1 会計年度総額	200,000 円 (1人10万円)
(3) 評議員（定款第2章、第8条）	1 会計年度総額	300,000 円

4 支払い方法

会議等出席の都度現金で支給

附 則

- 1 この規程は、平成11年3月3日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年5月29日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年5月30日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年6月15日から施行する。